

農地売買等事業で負担して頂く 手数料相当の額を改訂しました!!

- 1 白地農地について、売主の定率分の負担率を2%から5%に引き上げます。
- 2 同時（同一の促進計画）に、同一の売主または買主が行う複数の売買申請を1件として負担額を計算できるようにします。

【例】

1 白地農地を含む取引額（機構の買取額）の考え方

- ・ 売買希望額（売主と買主の同意額）が200万円（2筆の合計）の農地を農地売買等事業で売買する場合

※ 機構が売主から買取る価格（農地の対価）は次のようになります。

①青地の農地（1筆）：100万円－（5万円/2筆＋100万円×1%）＝96.5万円

②白地の農地（1筆）：100万円－（5万円/2筆＋100万円×5%）＝92.5万円

機構が買い取る対価の合計額 189万円

2 同時に同一の売主または買主が複数の売買申請を行う場合の考え方

① 2件の申請（売主）を1件として扱うことが出来る例

売買申請A：売主A（農地01）→買主B
売買申請B：売主A（農地02）→買主C } 売主A 1件, 買主B 1件, 買主C 1件

② 2件の申請（買主）を1件として扱うことが出来る例

売買申請A：売主A（農地01）→買主C
売買申請B：売主B（農地02）→買主C } 売主A 1件, 売主B 1件, 買主C 1件

※いずれも、同一の促進計画によるものであって同一の地域（各地方方法務局、その支局または出張所が管轄する地域の範囲）内の農地である場合に限る。

【問い合わせ先】

☆公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金（農地中間管理機構）

本部 〒520-0807 大津市松本一丁目2-20（滋賀県農業教育情報センター2F）

TEL 077-523-4123 FAX 077-524-0245